



トクちゃん新聞

8月号



8月7日は税理士試験。体調管理に留意して試験に臨んでほしいです。

平成19年8月3日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市橋根3-12-28
TEL : 06-6744-3961
FAX : 06-6744-3963

URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com



セブンイレブンの鈴木敏文氏の著書「商売の原点」を読みました。印象的なフレーズがたくさんありました。

- 「誰も評価してくれなかったから少しばかり店が汚れていてもお客様から文句を言われませんでした。期待されていないからそういうことが許されたのです」
- 「私たちはお客様から自分自身を磨き、より高い次元に高めていけるチャンスを得ているのです。その意味では、一人ひとりが自分との闘いとも言えます。仕事を通して、自分自身を徹底的に磨き上げていくためのよい機会です」
- 「私たちがしている仕事自体は決して難しいことではありません。難しいのはそれを徹底してずっと続けることです」
- 「熱意というのは、ただがむしゃらにやるということではありません。単に長い時間、仕事を続けるということでもない。むしろ、休日まで働かなければならないということは恥ずかしいことだと思うべきです」
- 「私に言わせれば、上役で「いい人」というのは、仕事ができない上司という意味でしかありません」



コンビニエンスストアというひとつの小売業の形態を日本に定着させた人だけに、「徹底的に」という言葉に説得力があります。いい本に出会えました。

◆税務情報

担当: 大塚

平成19年分の給与所得の源泉徴収票: 個人住民税の住宅ローン控除対象の判断可能に

「平成19年分 給与所得の源泉徴収票」(19年5月、国税庁公表)では、所得税額から控除される「住宅借入金等の特別控除の額」とは別に、新たに適要欄において「住宅借入金等特別控除可能額」を記載することになりました。

※下記に、見本を掲載しましたのでご覧ください。
メリット
個人住民税による住宅ローン控除制度の対象者であるかどうかの判断が(計算をしなくても)一目で判断できる。
→平成18年分以前(平成11年から平成18年まで)の住宅ローン控除適用者のうち、19年の所得税率の変更で、所得税が減額したために、所得税で控除しきれない住宅ローン控除額が発生した場合は、個人住民税での控除が適用されます。但し、その適用のためには、自らが「住宅借入金等特別控除申告書」を申請(毎年申請が必要です。)、はじめて適用されるため、この制度の対象者であるかどうかの判断が必要となります。

図1 源泉徴収票の住宅借入金等特別控除可能額の記載例

控除対象配偶者の有無等	控除対象配偶者特別	扶養親族の数(配偶者を除く)	障害者の数(本人を除く)				社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額
			1級	2級	3級	その他				
有	有	0	0	0	0	0	0	0	223,500	
見本(源泉徴収票)										
〔摘要〕住宅借入金等特別控除可能額 400,000円 国民年金保険料等の金額 円 配偶者の合計所得 円 個人年金保険料等の金額 円										

◆平成18年度の査察実績

担当: 大塚

東京、大阪、名古屋の各国税局は、6月、平成18年の査察実績を公表しました。以下、公表されたものです。

地域	着手件数	処理件数	告発数	脱税額
東京	77件	74件	52件	100億
大阪	46件	47件	34件	85億
名古屋	28件	27件	21件	27億

※この3国税局の脱税額の合計額は約212億円です。(全国ベースの脱税額は300億円)

この3国税局で、全国ベースの脱税額の約7割近くを占めています。企業数等の割合から考えると、どの数字も大阪は多いですね。

◆「尊敬語」と「謙譲語」

担当: 大塚

日本語には、「丁寧語」、「尊敬語」、「謙譲語」というように、敬語が3種類も存在します。中でも、「尊敬語」(相手を敬った言葉)と「謙譲語」(自らをへりくだって言う言葉)の使い分けはむずかしいですね。そこで、私もよく間違いますが、誤りやすい語句を紹介してみます。

※以下 ●一般形/尊敬語/謙譲語の順番に載せました。
●見る/ご覧になる/拝見する ●聞く/お聞きになる/伺う
●する/なさる/いたす ●来る/いらっしゃる/参る
●思う/思われる/存じる ●与える/くださる/あげる
日本語ってホント難しいですね…。[◆参考文献:『あたりまえだけどなかかなできない 仕事のルール』浜口直太 明日香出版社]

◆税務スケジュール(8月)

8月10日(金)

- ・7月分 源泉所得税の納付
- ・7月分 住民税の納付(特別徴収)

8月31日(金)

- ・6月決算法人 確定申告
- ・12月決算法人 中間(予定)申告
- ・個人事業者 消費税中間申告
- ・7月分社会保険料
- ・個人事業税 第1期分納付
- ・個人住民税 第2期分納付
- ・労働保険料 第2期分納付(延納申請されている場合)

担当: 岡村

◆弥生得情報

担当: 荒田

弥生会計ソフトを使えば、毎月の減価償却費の計算が簡単です。(みなさんは既にお使いかと思いますが。)19年4月1日より、減価償却費の計算方法が、4月1日以降取得分とそれ以前分と異なります。4月1日以降に取得する資産は100%償却可能なほか、3月31日以前に取得した資産が95%償却に達した翌事業年度から5年間にわたり均等償却することになっています。これらに対応した弥生会計ソフトが発売されておりますので、バージョンアップ等を行い、ご活用ください。

弥生HP~弥生会計07~(<http://www.yayoi-kk.co.jp/products/account/pro/index.html>)

◆お客様紹介 和田トヨー住器株式会社様

1) 会社情報

- ① 設立日: 昭和48年5月25日
- ② 事業内容: 建具工事・建築総合請負設計施工
- ③ 代表取締役 齋藤 隆
- ④ URL: <http://www.melnet.co.jp/wadatoyo/>



右側にいらっしゃるのが齋藤社長です

2) どんな会社?

とてもエネルギーな方ですが、その一方でとても慎重な面も兼ね備えておられる齋藤社長です。お父様が設立した会社を24歳の時に突然引き継ぎ、いろいろと試行錯誤しながら、また、得意先の倒産にも遭いながら、ご自身のスタイルで会社を成長させて来られました。経営計画をきっちりとして、毎月その計画と実績の差異についても確実に把握しておられ、数字にとっても強い経営者です。トステムフランチャイズチェーンに加盟しておられますが、その中でも収益力はトップクラス。同世代の同じ経営者として、尊敬せずにおれない存在です。今後益々成長していかれる中で、いろんな場面で判断が必要だと思いますが、その際よい判断が出来るようにいろんな形で情報提供できればと思っています。

3) 自社アピール

総人員11名でアットホームな会社です。平均年齢31.5歳と若い会社で活気があります。全員が、各パートに責任を持って、仕事にあたっています。専門分野に詳しく(失礼ながら工務店様よりも...)営業力に長けています。尼崎近辺で住宅建設・リフォームをお考えの方がおられましたら、どうぞお気軽にお問い合わせください!



◆スタッフより

担当: 大塚

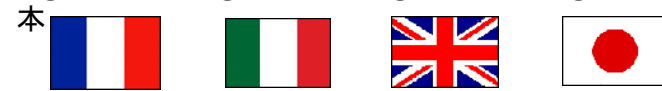
こんにちは! 大塚です!!
先日、自宅に、地上デジタル化対応に伴う電波検査のために検査員の方が来て、調査のついでに、チャンネルをきちんと合わせてくださって、今まで映らなかったチャンネルが映るようになりました。そのひとつに「TVショッピング」を放送しているチャンネルがあります。なんとこのチャンネルは、24時間、しかも「生放送」で商品を紹介し続けているそうです。TVショッピングというと、「生活の知恵」的な商品販売をしていて、「今なら1台買うと、もう1台サービス!」というような販売方法のイメージが強かったのですが、この通販チャンネルでは、普通のバッグ等を普通のそこそこの値段で販売していました。生放送の為、電話の混み具合や、商品の在庫状況がライブでわかり、次々に商品が完売していく状況までわかります。今となっては、目新しくない販売形態であるTVショッピングではありますが、こうしたライブ感も手伝って売上が伸びているそうです。真夜中にTVで買い物という人も多いということでしょうか? 一見、ほぼ確立されたと感じられる販売形態であっても、少し工夫(生放送等)で、まだまだ売上増加の余地があるんですね…。

◆税金クイズ

担当: 岡村

世界で初めて「所得税」の制度ができたのは、どこの国でしょうか?

- ① フランス ② イタリア ③ イギリス ④ 日本



「所得税」の制度ができたのは、1872年のフランスです。

とくまろ

【正解】